

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和5年9月22日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年9月22日(金) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地改良事前協議の報告について

## 開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年9月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、20番佐山耕基委員、21番生澤良一委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔太氏を指名いたします。

## 議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が3件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町蔵井において米、麦を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米、麦、大豆等を作付しております。経営規模を拡大するため、売買により取得することとなりました。許可後は米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は現在佐野市に居住しておりますが、このたび空き家を取得し、隣接する農地についても取得をするため申請に至りました。申請地ではナス、ジャガイモ等の野菜、ブルーベリー等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしく願います。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(荒川委員)

今回の南部調査委員長の17番荒川です。

今回は私と11番田中委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、20日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書4ページをご覧ください。  
今月は、1件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、菌床栽培施設への転用です。地図は1ページです。  
事業計画者は、芳賀町においてシイタケを栽培している農地所有適格法人です。事業拡大のため昨年取得した農地において今後シイタケを栽培するため、敷地をコンクリート敷きにし、菌床栽培施設を建築する計画に至りました。施設の中では、シイタケ栽培のほか、選別やパック詰めを行う作業スペースを設けます。また、施設に加え、菌床の運搬を行うトラックの駐車・移動スペースや、従業員用の駐車場、廃菌床置場等としても利用する計画です。

農地の区分は、農振農用地であります。令和5年7月に用途区分変更がされ、農振法に基づく農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水は井戸、排水はなく、雨水は敷地内浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、本案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (渡邊委員) 今回の北部調査委員長の9番渡邊です。  
今回は、私と14番泉田委員、21番生澤委員の3名と事務局2名で、21日 木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報

告いたします。

今回北部は、菌床栽培施設の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。  
番号10番について10番狐塚委員お願いします。

狐塚委員 10番狐塚です。  
この案件ですが、シイタケ栽培をするため取得した農地です。用途変更をし、コンクリート敷きの菌床栽培施設にするということです。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

平本委員 8番平本です。  
コンクリート敷きは許可になるのですか。

田中主任 農地をコンクリート敷きにする場合は転用許可の対象になります。ただし、農作物栽培高度化施設に該当する場合は農地扱いになるため、転用許可ではなく、届出となります。

荒川委員 17番荒川です。  
雨水は敷地内浸透と説明があったが、コンクリート敷きでは浸透しないのではないですか。

田中主任 浸透柵を複数設置し、集まった雨水を浸透させるため、問題ありません。

議長 他にございませんか。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第2号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、この案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書6ページをご覧ください。

今月は12件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、夫婦それぞれ市内の実家に居住しておりますが、結婚を機に住宅の建築を計画しました。妻の実家の近くで土地を選定した結果、申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、店舗併用住宅への転用です。地図は3ページです。事業計画者は、液化石油ガスの販売、家庭用電気製品の販売等を営む法人です。倭町において事務所及び店舗を構えておりますが、業務の受注量が増加傾向にあることから、事業の効率化を図るため、家庭用電気製品の販売店舗の新設を計画しました。また、近年の大雨による水害で事務所が被災し、店舗部分については同じ場所での事業継続が困難と判断したことも計画した理由の一つです。申請地は、顧客が多く居住し、同業種の店舗が無いエリアであることから、事業地として選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1km以内(宅地率40%超)以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。なお、申請地は令和5年3月に農振除外がされております。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は浸透槽を設置し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、農家住宅敷地拡張への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、主にイチゴの作付を行う農家です。この度、住宅敷地内にある農業用倉庫の建替えを検討していたところ、倉庫が建っている部分、住宅への進入路部分が農地であることが判明しました。建替えを機に農作業スペース分の敷地を広げる計画であるため、拡張部分と是正部分を合わせ、農地転用の申請を行うこととなりました。なお、長年にわたり農地を住宅敷地の一部として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

農地の区分は、寺尾公民館から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外の借家に家族4名で居住しておりますが、子供の将来を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、駐車場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、申請地の近隣において車両の販売及び輸出入業を営む法人です。事業拡大に伴い、現在の駐車場が手狭であることから、新たな敷地を確保する計画に至りました。申請地は本店が近接しており、業務上の利便性が高く、管理の面でも都合が良いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、駐車場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、申請地の隣接地において行政書士事務所を構え、事業を営んでおります。事務所敷地内に従業員及び営業用の車両を駐車しておりますが、手狭であることから、付近の土地を借りている状態です。今後、従業員の増員を考えており、営業用車両も増車する予定であることから、新たな駐車場を整備する計画に至りました。申請地は事務所に隣接しており、必要台数のスペースが確保できる面積であることから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。なお、申請地は令和5年7月に農振除外がされております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族4名で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭であるため、住宅の建築を計画しました。将来両親の面倒を見ること等を考え、妻の実家付近にある申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、土地改良施行地域、また農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は令和5年7月に農振除外がされております。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待されることから、今後も更なる事業拡大を図るため、太陽光発電事業を計画しました。申請地付近で既に事業を行っており、実績があるため、同エリアにおいて事業地を選定しました。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域に指定されているため第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

田沼主査

(写真説明)

9番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。事業計画者は、市外の借家に家族4名で居住しておりますが、子供の将来を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、就労支援施設への転用です。地図は11ページです。事業計画者は、大平町川連において、障害福祉サービス事業を営む社会福祉法人です。

栃木市内において、藤岡地域は、障害福祉サービス事業所が極めて少ないことから、地域社会に貢献したいと考え申請に至りました。申請地は、緊急避難所となっている藤岡保健センター及び渡良瀬の里と隣接しており、福祉サービスの地域拠点としての役割を果たせると考え、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地収用法該当事業であるため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は浸透槽を設置し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、一般住宅への転用です。地図は13ページです。事業計画者は、市内の借家に家族4名で居住しておりますが、子供の将来を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家の近くで土地を選定した結果、申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に接続し、土地の代替性が無いため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、10番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(渡邊委員) 　　今回北部は、一般住宅が3件、駐車場が2件、店舗併用住宅が1件、農家住宅敷地拡張が1件、太陽光発電設備が1件、合計8件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(荒川委員) 　　今回南部は、一般住宅の申請が2件、社会福祉施設が1件、太陽光発電設備が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。

	番号1番、2番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	番号3番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	番号4番、5番について、1番若色より報告いたします。 4番については、周りが住宅化しているため問題ありません。4番、5番ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	番号6番について、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 6番ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりですので、よろしくをお願いします。
議長	番号7番について、14番泉田委員お願いします。
泉田委員	14番泉田です。 7番については、3人姉妹の長女夫婦の一般住宅への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	番号8番について、15番川嶋委員お願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 8番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりであり、特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
議長	番号9番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。

9番については、住宅への転用ということで、事務局および調査委員長の説明とおり特に問題ないと思います。

議長 番号10番、11番について、2番高際職務代理者お願いします。

高際職代 2番高際です。  
10番の案件ですが、周辺農地への影響もなく問題ありません。  
11番ですが、農地が少々荒れ気味ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議長 番号12番について、13番大谷委員お願いします。

大谷委員 13番大谷です。  
12番については、事務局および調査委員長の説明のとおりです。  
問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、10番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の10ページをご覧ください。  
今回は、4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は14ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は6ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は8ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成12年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は15ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件の申請について、非農地証明をすることはやむを得ないものと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長  
(渡邊委員)

今回北部は、3件の申請がありました。  
いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長 (荒川委員)	<p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、4番正田委員お願いします。</p>
正田委員	<p>4番正田です。</p> <p>現地を確認しましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題はないと思われま。皆様のご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>番号2番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>2番の案件は、駐車場を売買時に調べたら、農地であったという是正案件です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>番号3番について、14番泉田委員お願いします。</p>
泉田委員	<p>14番泉田です。</p> <p>3番の案件ですが、7月の総会で農振除外を受けてます。事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思ひます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>番号4番について、13番大谷委員お願いします。</p>
大谷委員	<p>13番大谷です。</p> <p>4番の案件ですが、20年以上前から宅地として利用しているということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p>

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて34件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する2件3筆、約77aであります。事務局の説明は省略します。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年9月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時19分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (佐 山)

署名委員 \_\_\_\_\_ (生 澤)